

## 【オーストラリア】海外テロ豪州人被害者支援法

海外立法情報調査室・等 雄一郎

\* 2012年7月制定の2012年社会保障法改正（海外テロ豪州人被害者支援）法は、関連法を改正し、海外テロによるオーストラリア人被害者とその近親者に上限75,000豪ドルの給付金を連邦政府が給付する制度を創設した。2013年1月23日以後発生した事件から適用される。

### 1 法制定の背景

2001年の米国の同時多発テロ以来、海外においてテロにより負傷し又は死亡したオーストラリア人の被害者数は、2002年10月のバリ島の爆弾テロによる88人の死者を筆頭に300人以上に上る（注1）。国内のテロによる被害者に対しては、従来からオーストラリア各州政府が犯罪被害者支援の枠組みによって支援してきたが、その支援対象は各州で発生したテロの被害者に限られ、海外テロによるオーストラリア人被害者を支援する包括的枠組みはなかったため、この種の枠組みを連邦法で制定するよう、憲法第51条第37号に基づいて、すべての州議会が連邦議会に求めていた（注2）。

一方、連邦政府は、過去10年、憲法第61条に定める行政権の裁量の範囲で、海外テロの被害者支援を実施してきた。国内に大きな衝撃を与えた前記のバリ島爆弾テロの被害者支援を皮切りに、2008年のムンバイ爆弾テロまで計6件の海外テロの被害者に総額1200万豪ドル以上の支援を行ってきた。当初は、事例ごとに首相の判断により単発の資金援助、領事業務提供、帰国費用負担等を行ったが、2006年からはオーストラリア政府災害救援給付金（AGDRP）の枠組みを活用した支援を行ってきた（注3）。

こうした状況に対応すべく、2009年に野党議員による国際テロ被害者支援法案が連邦議会に提案されて以来、複数の類似法案が提案されていたが、2011年に政府が提出した法案が2012年6月に連邦議会を通過し、7月22日、標記の法律として制定された。

### 2 2012年社会保障法改正（海外テロ豪州人被害者支援）法の概要

同法は、1991年社会保障法（以下「1991年法」）、1999年社会保障（行政）法（以下「1999年法」）及び1997年所得税法を改正して、海外テロ行為の結果として負傷したオーストラリア人（1次被害者）と海外テロ行為の結果として2年以内に死亡したオーストラリア人の近親者（2次被害者）の2種類の被害者に資金援助を行うための枠組みを定めるもので、従来のAGDRPの枠組みなどによる支援を補完するものと位置づけられる。同法による海外テロ被害者支援制度の概要は次のとおりである。

#### (1) 海外テロオーストラリア人被害者給付金

上記の2種類の被害者に資金援助をするため、海外テロオーストラリア人被害者給付金（AVTOP）の制度を創設する規定を1991年法に新設する。給付金は、後述する海外テロ行為宣言が行われたテロによる被害者1人の上限額を75,000豪ドルとする。この額

は、各州の現行の犯罪被害者支援枠組みによる給付額を参考に決められた。

## (2) 首相の海外テロ行為宣言

海外でテロが発生した場合、これを正式に海外テロ行為と宣言する権限が首相に付与され（1991年法新第35B条）、この宣言により、当該テロの1次及び2次被害者にAVTOPの請求権が生じる。テロ行為については刑法典第101.1条の定義に委ねられるが、同法は海外テロ行為の定義を欠くため、委任立法として首相が発令する宣言によって制度の発動が決まり、首相の裁量の範囲が大きい。新第35B条は、同国に関係の薄いテロを支援対象にむやみに含めない歯止めとなると評される一方、首相に際限のない海外テロ行為宣言権を与えかねないとも指摘され、場合によっては、委任立法である首相の海外テロ行為宣言に対する連邦議会によるチェックが重要となる（注4）。

## (3) 受給資格と給付額

オーストラリアに居住する者で、当該テロ行為に関与していない被害者にAVTOP受給資格が付与される（1991年法新第1061PAA条）。このうち、1次被害者は事件発生2年以内に、2次被害者はテロにより死亡した人の死から12か月以内に、それぞれAVTOPの受給請求を行わなければならない（1999年法新第27B条）。なお、2次被害者とは、テロによる死亡者の配偶者、親、子、兄弟姉妹又は法定後見人をいう。

AVTOPは、前述のとおり75,000豪ドルを給付上限とし、実際には負傷状態やテロに遭遇した状況によって給付額が決まる。複数の近親者が死亡した2次被害者の場合、1人で1件の海外テロに複数の請求が可能だが、給付上限は変わらない。例外的に、本人が1次被害者で、かつ、近親者が死亡した2次被害者である場合に限り、両方の給付金の合計15万豪ドルが給付上限となる（1991年法新第1061PAE条）。

## (4) その他

AVTOPは、所得税が免除され、また、他の連邦法による補償を妨げないとされる。

注（インターネット情報はすべて2013年3月15日現在である。）

(1) Senate Legal and Constitutional Affairs Legislation Committee, *Report of Assisting Victims of Overseas Terrorism Bill 2012 and Social Security Amendment (Supporting Australian Victims of Terrorism Overseas) Bill 2011*, 2012, p.1.

<[http://www.aph.gov.au/Parliamentary\\_Business/Committees/Senate\\_Committees?url=legcon\\_ctte/completed\\_inquiries/2010-13/overseas\\_terrorism/report/index.htm](http://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Committees/Senate_Committees?url=legcon_ctte/completed_inquiries/2010-13/overseas_terrorism/report/index.htm)>

(2) Peter Yeend, "Social Security Amendment (Supporting Australian Victims of Terrorism Overseas) Bill 2011," *Bills Digest* No. 99 2010-11, 2011, pp.11-12.

<[http://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/billsdgs/757492/upload\\_binary/757492.pdf;fileType=application%2Fpdf#search=%22legislation/billsdgs/757492%22](http://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/billsdgs/757492/upload_binary/757492.pdf;fileType=application%2Fpdf#search=%22legislation/billsdgs/757492%22)>

(3) Senate Legal and Constitutional Affairs Legislation Committee, *op.cit.*(1), pp.2-4.

(4) Yeend, *op.cit.*(2), p.17. 連邦議会には2003年委任立法法に基づいて委任立法を審査して不承認とする権限があり、不承認となれば、当該委任立法は効力を停止する。